

赤い羽根共同募金

「安心・安全なまちづくり配分(助成)」 公募のご案内

社会福祉法人 長野県共同募金会
茅野市共同募金委員会

地域の安心・安全の暮らしを住民とともにつくる活動を支援するため、下記の内容で共同募金配分事業を公募いたします。

1 配分(助成)対象団体

会の事業目的を明記した会則等を有する非営利の住民組織団体(区・自治会及び自主防災会等)とします。ただし、県の連合体又は連盟組織における各地域組織等に位置づけられているものは除きます。

また、過去5年以内に本事業の配分を受けている団体(平成30年度決定団体～令和4年度決定団体)は対象としません。

2 配分(助成)対象事業

市町村域内において、地域住民を対象として行う下記の防災・減災に係る物品の整備とします。複数メニューを選択することも可能です。

○防災物品メニュー

- ・発電機 ・ポータブル電源 ・ソーラーパネル ・投光器 ・投光器スタンド ・ヘルメット
- ・ヘッドライト ・テントセット ・テント式簡易トイレ ・炊出用釜 ・安全ベスト
- ・ポータブルアンプ及びマイクセット ・担架 ・発電式ラジオ ・車いす ・車いす補助具
- ・リヤカー ・AED ・救急セット ・救助用工具 ・メガホン ・無線機 ・寝袋
- ・防災物品保管用倉庫(物置) ・ダンボールベット ・パーテーション
- ・冷暖房(扇風機・サーキュレーター・ストーブ・ジェットヒーター)

3 対象外事業

○直接防災・減災に関係しないものや物品でないもの

- ・建物改修 ・トイレ改修(建物に付属するもの) ・誘導灯(建物に付属するもの)
- ・エアコン ・消耗品 ・飲食物 ・テレビ ・燃料 等



4 助成の対象となる活動の期間

令和6年(2024年)4月から1年以内の間に行う事業(令和6年(2024年)度実施事業)

5 配分額

配分対象事業に直接必要とする経費（管理運営費は対象外）とし、配分額は1団体20万円を限度とします。ただし、千円未満切り捨てとなります。

なお、配分決定にあたりましては、長野県共同募金会において過去の配分履歴、地域バランス等を勘案して優先順位を付し、予算の範囲内で決定しますので、申請すれば必ず決定されるものではありません。

6 申請書の入手及び提出先

申請書は、長野県共同募金会ホームページ、茅野市社会福祉協議会ホームページ及び茅野市共同募金委員会（茅野市社会福祉協議会内）でダウンロードやお渡しをしています。

配分を希望する場合は、申請提出期限までに茅野市共同募金委員会（茅野市社会福祉協議会内）へ下記の提出書類を提出してください。

提出書類

ア「安心・安全なまちづくり配分申請書」

イ「申請事業計画書」

ウ 見積書の写（消費税・適正な値引きを含むこと）

※テントセット、リヤカー、防災物品保管庫についてはペイント等により当該物品に「ありがとう赤い羽根募金」と記載することとし、文字代も必ず含めること。

エ カタログの写し

オ 定款、会則又は規約（無い場合は、団体の存在がわかるもの）

カ 前年度（令和4年度）事業報告書・決算書※（無い場合は、その団体の活動がわかるもの）

※自主防災会組織等は、所属する区・自治会の事業報告書・決算書を添付してください

7 申請受付期間

令和5年9月1日（金）から令和5年11月30日（木）まで

8 配分の決定時期

令和6年3月末頃（令和6年4月上旬頃に申請書記載の住所にお送りいたします）

9 様式ダウンロード先

長野県共同募金会ホームページ(<https://www.akaihane-nagano.or.jp/receive-grants>)

茅野市社会福祉協議会ホームページ(<https://www.sharara.or.jp>)

10 お問い合わせ先

茅野市共同募金委員会（茅野市社会福祉協議会内）

住 所：茅野市塚原二丁目5-45 茅野市ひと・まちプラザ2階

電 話：73-4431

FAX：73-8030

メール：support@sharara.or.jp

担 当：総務・企画係